

令和 8 年 7 月 29 日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議員名 大谷 学

調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 視察先

- 【Ⅰ】大和市役所 (神奈川県大和市下鶴間 1-1-1)
- 【Ⅱ】オガール情報交流館 (岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前 2-3-3)
- 【Ⅲ】子ども本の森遠野 (岩手県遠野市中央通り 1-16)
- 【Ⅳ】遠野市立図書館 (岩手県遠野市東館町 3-9)

2. 視察事項

- 【Ⅰ】おひとり支援・終活支援について
- 【Ⅱ】オガールプロジェクトについて
- 【Ⅲ】子どもの本の森 遠野について
- 【Ⅳ】「遠野遺産」制度について

3. 視察の目的（市政との関連など）

終活支援やコンパクトなまちづくり及び子どもを中心とした図書館や地域の宝をまちづくりに生かす取組の先進例を学ぶことによって常任委員会や個人一般質問での提言の参考とするため

4. 期間（移動日を含む）

令和8年7月13日（月） ～ 令和8年7月15日（水）

5. 経費

調査経費 100,479円

（経費内訳 交通費：79,288円、宿泊費：15050円 視察費その他 6,141円）

6. 視察のポイント（議員活動や市政への反映など）

- ・全国に先駆けて「おひとりさま支援課」を設置し、単身高齢者等が抱える不安の解消に取り組むなど終活支援施策の参考とするため
- ・公民連携事業の実績に学び浜田における今後の連携事業の参考とするため
- ・文化的資産である古民家の活用例と本を中心とした子育て支援拠点の実例や未指定文化財を地域づくりにつなげている制度を学び地域政策や観光施策等に生かすため

7. 視察内容

（別紙のとおり）



調査研究活動の概要

大和市の概要

(1)人口・高齢化率・面積(2025 年 4 月 1 日現在)

人口:24 万 5,635 人 高齢化率:23.9% 面積 27.09k m²

神奈川県のおぼ中央に位置し、東京都心や横浜市への交通利便性が高く、東京都区部への通勤率約 15%、横浜市への通勤率約 18%となっている。また、人口密度は神奈川県内で川崎市に次いで 2 番目に高い都市。

(2)地理について

東京都心から約 40～50km、横浜市中心部から約 20km に位置し、横浜市、相模原市、藤沢市、座間市、海老名市、綾瀬市、東京都町田市に隣接しています。市域は東西約 3.2km、南北約 9.8km と南北に細長く、相模野台地上に広がる比較的平坦な地形。

(3) 河川・交通・都市環境

市内には境川と引地川が流れている。鉄道は相鉄本線、小田急江ノ島線、東急田園都市線が利用でき、市内に 8 駅を有するなど公共交通が充実。また、厚木基地の一部が市域内にあり、市面積の約 4%を占めている。

(4)歴史

「大和」の名称は、明治時代に「大きく和する」という願いを込めて命名されている。市内には多くの遺跡や神社・寺院が残り、古くから人々が暮らしてきた歴史がある。

(5)特産・名産品

代表的な銘菓には「さくら街道」「やまと最中」「りんかんサブレ」などがある。また、日本酒「吟醸 泉の森」、大和ワイン「巨峰の雫」「鶴舞の里」、湘南梨、高座豚なども地域の特産品がある。

視察内容【Ⅰ】「おひとりさま支援・終活支援」について

近年は高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、高齢者の孤立や身寄りのない方の増加が社会課題となっている。このような状況を踏まえ、大和市では全国に先駆けて「おひとりさま支援課」を設置し、単身高齢者等が抱える不安の解消や安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。

◆事業の内容

1・事業開始の経緯等

○大和市の一人暮らし高齢者の状況

- ・市内 65 歳以上の高齢者→58,722 人(高齢化率 23.9%)
- ・市内 65 歳以上の一人世帯(特養など入所者を除く)

→15,990 世帯 高齢者 4 人に一人が一人暮らし

○事業開始当初

- ・全国的に高齢のひとり暮らしが増加
 - 高齢のおひとりさまが抱える、葬儀、納骨、財産整理など将来の不安を解消するため、必要な支援を検討
 - 平成 28 年 福祉施策として「葬儀生前契約支援事業」を生活援護課で 開始
- 【当時の対象】身寄りがない単身者、不動産を所有していない、
預貯金 100 万円程度以下、月収概ね 16 万以下であること。

○おひとりさまなどの終活支援事業を開始

- ・生活援護課での事業開始後に状況(1 年 11 か月)
 - ⇒相談件数は 168 件、事業登録者は 1 人
 - 「身寄りがないわけでもないが疎遠だし迷惑をかけたくない」
 - 「資産はあるが一人暮らしで自分が亡くなった後が心配」
 - ⇒当初想定した対象以外からの相談が多かった。

- ・2018 年 6 月 所管を健康福祉総務課に移管
 - 「おひとりさまなどの終活支援事業」として、リニューアル

★資産、世帯状況などの条件を撤廃⇒終活など将来の不安を抱える市民全てを対象に

○終活支援～これまでの主な取り組み

平成 28 年 7 月	「葬儀生前契約支援事業開始」(生活援護課) 開始
30 年 6 月	「おひとりさまなどの終活支援事業」 開始
31 年 2 月	「これ一冊あれば一人暮らしも安心! 生活お役立ちガイド」発行
令和 3 年 4 月	「おひとりさま政策課」の創設
3 年 7 月	「大和市終活支援条例」施行
4 年 6 月	「大和市おひとりさま支援条例」施行
6 年 4 月	人生 100 年推進課「おひとりさま施策推進係」に再編
7 年 4 月	終活登録事業「ツナグ」として終活登録制度をリニューアル

○市民の終活への関心と取組動向(R2 年時点)

- Q: 終活に関心あるか? →はい 57%いいえ 34%無回答 9%(回答者 78.5%)
- Q: 終活を準備しているか? →はい 25%いいえ 63%無回答 12%(65 歳以上/未認定)
- ⇒ 終活に関心はあっても実際の準備はできていない。

○条例制定の背景

- ・2016 年から支援を通して終活の関心の高まりを実感
- ・関心があっても実際に終活の準備ができていない状況を把握
- ・終活支援は長期にわたる支援必要→拠り所となる法令がない状況
- ・2020 年コロナ禍から「死」に対する不安→「終活」への関心が高まる時期



課題に長期的かつ継続的に取り組むため市民や事業者、関係機関が一丸となって施策を推進していく必要から基本理念や市民、事業者等の役割を明確に位置付けることができる条

例が必要と考える。

○終活支援条例の内容(参考)

▶2021(令和3年)年3月3日

▶構成 前文第1条:目的、第2条:定義、第3条:基本理念、第4~6条:役割
第7条:基本的施策、第8条:財政上の措置、第9条:委任

▶前文 かつては家族や地域のつながりが大きく、エンディングに関わる多くの事は、そのつながりの中で解決ができた。しかし長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、人々の暮らし方や、それに伴うエンディングに対する考え方は多様化している。本市は自分のため、残る家族や支えてくれた人々のために、生きている今を大切に、死と向き合い、その準備を整える「終活」に取り組む市民に敬意を表し、これを支援するため、本条例を制定。

○条例制定直後の周知・反響等

▶周知 コロナ禍ということもあり広報誌、チラシ、ポスターを通じた周知が主体

▶反響 全国初の条例であることもあり多くのメディアに取り上げられる。

市民からの相談件数増加

2016→108件、 2021→285件



2.おひとりさまなどの終活支援事業

○事業の概要

◆推進係:3人 事業予算(R8年度)1,003千円

▶終活支援事業(終活支援条例)メニュー項目

終活相談(推進係職員3名が終活コンシェルジュ)
葬儀等生前契約支援
終活登録事業「ツナグ」 →『おひとりさま終活支援事業』
エンディングノートの発行
終活イベントなど

▶おひとりさま支援事業(おひとりさま支援条例)メニュー項目

おひとりさま向けサロン開催
生活お役立ちガイドの発行
おひとり様アンケート
おひとりさま向け情報発信(HP、LINE)など

事業費の変化 R元69万円、R2-105万円、R3-145万円、R4-148万円
R5-159万円、R6-97万円、R7-78万円

○終活支援のメニュー内容

◆包括的な相談・調整窓口 本人←関係機関(サービス提供) 本人→大和市(相談)
本人←大和市(助言・情報・コーディネート) 医療等機関→大和市(照会)
医療等機関←大和市(情報提供)

①葬儀生前契約支援

◆葬儀や納骨などご自身亡くなった後の不安を解消するため、市内の協力葬祭事業者の情報を提供するなど生前準備を支援

●終活登録ツナグ「葬儀生前契約」の情報を登録

①月 1 回安否確認

②死後の契約履行

②法律専門家相談支援

○「遺言」や「相続」、「死後事務委任」、「任意後見」など終活や権利擁護に関する法律の専門相談があった際に県司法書士を紹介

③終活登録事業「ツナグ」

○登録者本人が、意思表示ができなくなったときやお亡くなりになった時に、緊急連絡先や葬儀等生前契約先など市に登録した情報を医療機関、警察、消防、福祉事務所や本人が指定した人からの照会に応じて市が開示

④エンディングノート

○終活に取り組む始めの一步 □発行; 4 月(年一回) □無料配布

⑤終活イベント

□終活フェア

□終活カフェ

□終活・落語講演会

3・おひとりさま支援条例について

○条例制定の背景

- ・全国的な一人暮らしの増加を背景→不安解消に必要な支援を検討
- ・2020年コロナ禍人々の交流制限→特に高齢者の社会との関係希薄化
- ・社会的孤立が健康に与える影響→調査研究より指摘
- ・高齢者アンケート→「閉じこもり傾向」「社会的孤立」多い実態を把握

↓

課題に長期的かつ継続的に取り組むため市民や事業者、関係機関が一丸となって施策の推進していく必要から基本理念や市民、事業者等の役割を明確に位置付けることができる条例が必要と考える。

○条例の内容

■施行 2022(令和4年)年6月29日

■目的(第1条) 孤立することなく日々の生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

* おひとりさま(第2条)の定義—一人暮らしの市民であって、年齢を重ねることによって他者や社会との関わりを必要とするもの。

■基本理念(第3条)

- (1)おひとりさまが立場に応じて他者や社会のつながりを持ち続ける環境の構築
- (2)ニーズを的確に把握し時代に適合した支援を行う
- (3)価値感を尊重し、それぞれにあった支援を行う

■役割(第4・5・6・7条)

- (1)市→支援に関する施策を総合的に実施
- (2)おひとりさま→自身に無理のない範囲で繋がりを持つよう心がける
- (3)市民→誰もがおひとりさまになりうることを認識し、おひとりさまとの適切なつながりについて配慮するよう心がける。
- (4)事業者等→市が実施する支援に関する施策に協力するよう努める

■財政上の措置(第9条)

- ・推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

4.今後の課題と展望

Q:終活について関心あるか R2:57%→R6:67%

Q:終活の準備をしているか R2:25%→R6:25%

⇒4年前に比べ関心層は増えたが準備層の割合は同じ

多死社会に突入した日本⇒亡くなる方に対して見守る方が減る。家族の形も変化しているため、死後の手続きを「誰が担うか」課題となり、自分で備える必要性が増

誰もがおひとりさまになる可能性の時代に向けて⇒終活【自ら備える】

まとめ

自己の尊厳を守るため、生活を安心して過ごすため、終活に取り組むことは大切

↓

準備するタイミングや内容は自ら主体的に取り組むことが大切

↓

自治体は、市民が終活に関心を持ち、取り組む気持ちを醸成できるよう周知を行い、相談したいと持った時に受け止める環境を整備することが大切

調査事項に対する主な回答

Q 身元保証や死後事務に関する相談への対応体制

A—市は包括的な相談窓口として相談を受け止め、関係部署や専門職、既存の社会資源につなぐ体制としている。死後事務については、協力葬祭事業者や司法書士協会と連携して対応している。

Q 民間事業者、社会福祉協議会等との役割分担

A—市が総合的な相談・調整窓口となり、司法書士会や葬祭事業者、医療機関、地域包括支援センターなど関係機関と連携して役割を分担している。

Q 孤独死・無縁化リスクへの対策は何を重視

A—孤独死・無縁化対策は、死後対応ではなく、日頃からのつながりづくりと生前準備支援を重視している。終活支援を通じて本人の尊厳を守り、孤独死・無縁化の予防につなげるとともに、緊急通報システムなどの見守り事業も実施している。

Q 条例制定された後の住民の声

A—条例制定後は、全国初の終活支援条例として注目され、相談件数が増加した。「市が何をしてくれるのか知りたい」といった声が寄せられるなど、制度の認知向上と相談行動の促進につながっている。

Q 他市等の、終活に力を入れている自治体も存在するが、本条例の特筆すべき点はどこ

A—終活支援を単独施策とせず、「終活支援条例」と「おひとりさま支援条例」の二本立てで推進していることが特徴である。また、市民の主体性を尊重し、相談支援や情報提供、イベント開催など具体的施策を条例に位置付けるとともに、財政上の措置を規定することで、継続的な制度運用を支えている。

【所感】

- ・ 都市部への人口集中により核家族化が進行し家族間の物理的・心理的距離は大きくなりつつあり、ひとりで最期を迎えざるを得ない人々は増加傾向にある。そうした現状に早くから着目し社会的孤立を防ぐ取組や終活支援について学ぶべきところを多く感じた。
- ・ 2つの支援条例で成すべきことを制度として規定し財政上の措置も規定していることから継続的な運用の保証もできている。担当する職員は3名と少ないが自己研鑽してスキルを向上させ先輩職員から新しく配属された職員へのスキルの継承も順調になされやりがいを感じさせられる良き視察であった。
- ・ 終活相談は推進職員が「終活コンシェルジュ」を自ら呼称して市民にも特別感を与えて信頼を得ていたと感じた。事業費は約100万円で正規職員が対応することから会計年度職員等の人件費はなく終活落語カフェなどの運営費やパンフレットなどの広報費でコストパフォーマンスに優れている体制と感じた。

紫波町の概要

(1)人口・高齢化率・面積

人口:3万2505人 高齢化率:32.2% 面積:238.98k㎡

岩手県のほぼ中央、盛岡市と花巻市の中間に位置する。1955年に1町8か村が合併して誕生。町の中央を北上川が流れ、交通の利便性にも恵まれている。近年は「オガールプロジェクト」をはじめとする公民連携（PPP）によるまちづくりの先進自治体として全国から注目を集めている。

(2)地理について

町の中央を北上川が南北に流れ、東側には北上高地、西側には奥羽山脈が広がる自然豊かな地域。国道4号をはじめとする主要幹線道路や高速道路インターチェンジ、JR3駅を有し、交通アクセスに優れている。

(3)歴史について

江戸時代には一部地域が八戸藩の飛び地となり、穀倉地帯として重要な役割を担う。豊かな

農業基盤を背景に発展してきた歴史がある。

(4)特徴について

全国屈指のもち米生産地、オガールプロジェクトの成果もあり人口はほぼ横ばいで世帯数や基準地価は紫波中中央駅前で上昇している。循環型まちづくりを目指している。

視察内容【Ⅱ】 オガールプロジェクトについて

オガールとは、『成長』を意味する紫波の方言《おがる》+『駅』を意味するフランス語《Gare》（ガール）の二つの言葉を組み合わせた造語

(1)オガールプロジェクトの概要

オガールプロジェクトは、紫波中央駅前にある低未利用の町有地 10.7 ヘクタールを、公民連携を活用して必要な公共施設の整備と経済開発を組み合わせた複合開発である。

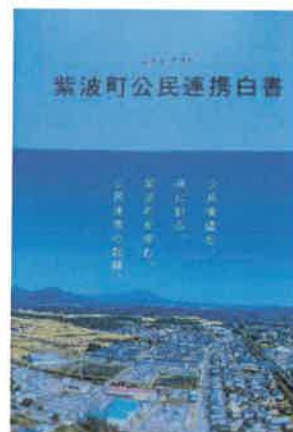
主な公共施設として、紫波町役場庁舎、図書館を含む情報交流館、緑の大通り（広場）が整備された。民間開発としては、「オガールプラザ」「オガールベース」「オガールセンター」の3つの事業棟、戸建住宅群、「オガールタウン」、そして「オガール保育園」などがある。3つの事業棟には、ホテル、民営のバレーボール専用体育館、農産物直売所、コンビニ、Café、眼科、塾、小児科、歯科診療所など多様な施設が入居している。

第一の目標	公民連携による公共施設整備を通じて建設費用を抑え。土地の賃料収入などを活用して維持管理費や運営費を軽減すること
第二の目標	町の中央部と農村部の人々が事業やイベント、生活サービスを通じて交わり、つながる場をつくること
第三の目標	オガールエリアを働く場、学ぶ場、そして新しい挑戦ができる場として、官民が連携してハード面とソフト面の双方を整備していくこと

(2)オガールプロジェクトの経緯

オガールプロジェクトの事業開発地である紫波中央駅前の町有地は、もともと役場庁舎、保険・福祉施設、生涯学習センター（図書館を含む）、町民ホール、スポーツ施設などの公共施設を建設するための用地として、1998年7月、日詰西地区の公共施設用地 10.7 ヘクタールを県住宅供給公社から 28 億 5 0 0 0 万円で取得したが、総事業費 1 4 3 億円に上る構想は、当時の藤原孝町長（1998年2月8日～2014年2月7日）によって財政難を理由に凍結されていた。

2007年、紫波町議会の場で当時の藤原町長が「公民連携元年」を宣言し、10年もの間、活用方針が決まらずに塩漬けになっていた 10.7ha の紫波中央駅前の土地をどう動かすか「お金がないからこそ、知恵を絞る」と掲げたこの思いと決意が、「公民連携」「住民協働」「共創」の原点となり動き始めた。



(3) 公民連携(PPP)手法の導入について

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）は、地方自治体で古くから用いられてきた手法であり、第三セクターはその典型例。

しかし、東洋大学大学院が定義する PPP は従来のものとは異なり、「公共サービスの提供や地域経済の再生などの政策目的を実現するため、官と民が目的決定、施設建設・所有、事業運営、資金調達などの役割を分担して担うこと」とされている。

通常、自治体の公共事業は税や借金を原資とし、経済成長による税収増で返済することを前提としているが、公民連携事業は、事業そのものから生み出される収入で投資回収ができる仕組みを必要とし、「税収や人口が増えるだろう」という希望的観測に頼るのではなく、事業収益により民間だけでなく行政も資金を回せる状態を作ることが重要とされている。

紫波町のような小規模自治体は地価が低く、投資回収が困難である一方、建設コストは都市部と変わらない。そこで、オガールでは国の交付金をギャップファンドとして活用し、公共部分は国土交通省の「社会資本整備交付金」、民間事業の一部には民間都市開発推進機構の「まち再生出資」を活用している

オガールでは、従来の第三セクターに見られるソフトパジェット問題（財政による際限なき補填救済）を排除する仕組みを模索し、町の代理人である「オガール紫波株式会社」（町が 39% 出資する第三セクター）は、町長を社長としない体制をとった。これにより政策と経営を分離し、政策の失敗は町が、経営の失敗は経営者が責任を負う構造としている。

(4) 紫波町が PPP を推進した背景

- ① 町には、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）や DBO（デザイン・ビルド・オペレート）といった新しい事業手法の実績があった。
- ② 当時の経営幹部は業務棚卸や行政経営品質等により、目的・目標・手段のセットで事業を考える習慣があった。
- ③ 町の財政難が、知恵や行政技術を活用して課題を解決したいという意欲を生んだのではないかと考えられる。

(5) オガールプロジェクトのキーマンとその役割

オガールのキーマンである岡崎正信氏（オガール紫波株式会社代表取締役社長）は、「まちづくりとは、不動産価値の向上である」と述べ、具体的手順を整理している。

- ① はじめに消費活動を目的としない訪問者を増やし、面白い人たちが集まる環境をつくること。
- ② エリアに人が集まれば自然とカフェ、居酒屋、ギャラリー、ショップといった付帯サービス産業が発生し、あるいはそうしたサービスを提供したい人たちが集まること。
- ③ 訪問者や面白い人たちの増加、付帯サービスの始動によりエリアに活気が生まれること。
- ④ 活気のあるエリアには、高価な不動産でも購入してくれる層が集まるようになること。

さらに、バレーボール専用体育館であるオガールアリーナの開発では、「ピンホールマーケティング」により、地方であっても発展の余地を見出し、民間事業で資金を回す状態を構築し

ている。このことは、民間事業から得られる地代や納税が公共投資の返済原資となり、経済成長（税収）のみに頼らない公民連携事業を可能にしている。

岡崎氏は代理人(エージェント)として次の役割を果たしている。

- ① オガールにおける各事業棟やテナントのサービスの質の向上させること。
- ② 町の基本計画を民間に分かりやすく伝える一方で、民間の考えを町に伝える橋渡し役。
- ③ オガールエリア全体のマーケティングを担うこと。
- ④ 事業者と事業者間の、プロジェクト運営のサプライチェーンを構築すること。
- ⑤ オガールエリア内の事業者同士をつなぎ、創造的なプロジェクトを推進すること。
- ⑥ 実際に事業のマネージメントを行うこと。
- ⑦ 「稼ぐインフラ」や「逆アプローチの不動産開発」（テナント先付け方式）、「まちづくりとは不動産価値の向上である」「ピンホールマーケティング」といったオガールの戦略形成を主導すること。

調査事項に対する主な回答

Q: オガールプロジェクトを開始した背景

A: 駅前に広がる未利用町有地の有効活用が長年の課題であり、単なる土地売却ではなく将来のまちづくりにつながる活用を目指した。

Q: 公民連携方式を採用した理由

A: 行政主導だけでは財政負担が大きくなるため、民間の経営感覚や資金を活用しながら持続可能なまちづくりを進める必要があった。

Q: 事業推進に当たり最も苦労された点

A: 前例の少ない取組であったため、住民理解の醸成と民間事業者との信頼関係構築に時間を要した。

Q: 事業による効果

A: 交流人口の増加、雇用創出、税収効果などが見られ、町の新たな魅力創出につながっている。

【所感】

- ・ 県都盛岡市と花巻市の中間に位置し半径 60 km圏内の人口が 50 万人と恵まれ好位置にあることからデータを基づいて大規模な事業に挑戦し、人口が減少せず地価の上昇へと経済効果を上げている。緻密な分析の成果と感心をした。
- ・ PPP 手法を活用して日本サッカー協会公認グラウンドやバレーボール専用体育館を備えたビジネスホテルやコンビニなどもある。民間複合施設や近接分譲住宅に給湯する木質ボイラー施設、さらには保育園や図書館や町役場など 7 つの施設を集約している。公民連携事業のお手本の事業と実感できた。
- ・ いずれにしても取り組む中心的な首長やエージェントの存在の大きさを感じ、市民を説得し理解を得るための努力や熱意の大きさがなければ成しえないプロジ

エクトと感じた。

遠野市の概要

(1)人口・高齢化率・面積(R8年7月1日現在)

人口:2万2978人 高齢化率:43.3% 面積:825.97 km²

北上山地の中南部に位置し、周辺の広大な山林と盆地が織り成す自然環境にある中山間地域で、小規模自治体でありながら、古くより内陸と三陸沿岸を結ぶ交通の要衝として発展していた。農林畜産業が主要産業であり、馬産地として全国的な知名度を有する。また、社会構造としては、人口減少と高齢化が進行する典型的な中山間地域であり、地域コミュニティの維持、生活交通の確保、産業人材の確保が重要課題となっている。

(2) 地理について

豊かな森林と盆地が広がる自然環境に恵まれている。かつては交通の便が限られていたことから「日本のチベット」とも呼ばれた。冷涼な気候で積雪は比較的少ない地域。

(3)地勢・自然環境について

市内には早池峰山をはじめとする山々が連なり、河川や溪谷など豊かな自然景観を有している。北上山地は地震や火山活動の影響が比較的少ない地域とされ、長い年月をかけて形成されたなだらかな地形が特徴。

(4)産業について

かつては鉄・銅・金などの鉱山開発が盛んでした。現在は林業や農業に加え、民俗学者柳田國男の著書『遠野物語』の舞台として全国的に知られ、河童や座敷童子などの民話や伝統芸能が受け継がれる「民話のふるさと」「永遠の日本のふるさと」として親しまれ観光産業が地域経済を支えている。

(5)観光について

柳田國男『遠野物語』に象徴される民話文化が地域アイデンティティとして強く根付いており、伝統的農村景観や南部曲り家などの文化資源が観光・教育・地域振興に活用されている。また、龍泉洞などの鍾乳洞や豊かな自然景観が観光資源となっている。歴史・文化・自然が調和した地域として、多くの観光客が訪れている。

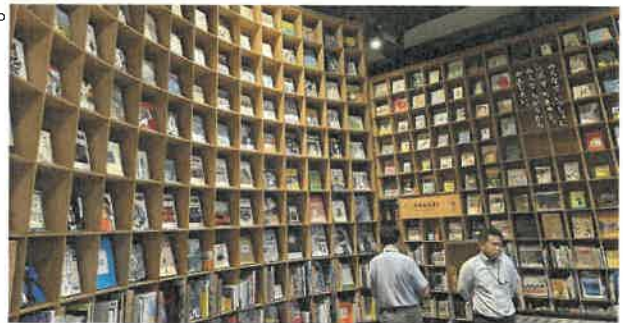
視察内容【Ⅲ】こども本の森遠野について

「こども本の森 遠野」は、安藤忠雄氏が設計し、遠野市へ寄贈された“本と文化の体験施設”で、古民家の外観を再現した建築と、幅広いテーマの選書が特徴の無料開館の文化拠点。

開館は2021年7月で旧三田屋（商家）の外観を再現して建築されており、特徴的な螺旋階段が中央にある吹き抜け空間となっている。選書は13テーマでなされており、子どもから大人まで楽しめる滞在型読書空間であり入館無料・予約不要（団体のみ要予約）として運営されている。

施設の特徴としては、“本を読む場所”というより、本と建築を体験する文化施設として、遠野物語など地域文化を軸にした選書が充実されており、観光と教育の中間に位置する地域文化の発信拠点となっている。

今回の視察は、図書館機能、地域文化の継承、公共施設の再生という観点で、浜田市の今後の施設整備にも応用可能な知見を提供しており、図書館など公共施設の活用、地域文化の継承、古民家・空き家対策の観点について、実例を参考とした。



調査事項に対する回答

Q： 施設整備に至った経緯は

A： 施設整備に至ったきっかけとしては、東日本大震災後、「子どもの未来」を復興の象徴と位置づけたことが出発点で、中心市街地の空き地活用として「こども本の森中之島」を参考に検討開始し、建築家・安藤忠雄氏の講演提案を契機に、子どもが本を通じて学ぶ文化拠点づくりが具体化した。

A： 、コンセプトとして「本とあそぶ 未来へつなぐ 文化復興拠点」を据え、沿岸部の復興象徴としての文化拠点として、また、親子が自由なスタイルで本に親しむ場を提供すべく、図書館とは異なる「本の施設」として位置づけた。

Q： 建設、立ち上げに当たった課題

A： 施設の定義、運営方法などだが、本の寄贈の受け入れと登録・配架・寄付の受け入れ、本の施設としての位置付けなどがあった。また、当時コロナ禍でしたので運営方法には工夫が必要であった。

Q： 「図書館ではない本の施設」と定義した理由は

A： 貸出を行わず、滞在型で本と文化に親しむ場を重視し、会話・寝転んで読むなど自由な読書スタイルを許容したものです。これは、先行施設（こども本の森中之島）を参考に運営方針を策定した。

Q： 建物概要・建設費・ランニングコスト

A: 建物概要としては、土地面積 2,652 m²、木造 2 階建て、床面積 1 階 409.05 m²・2 階 89.05 m²、他に蔵 2 棟。

A: 建設費を含む総予算額は 2 億 3,399 万円です。内訳は内土地購入 4,160 万円、本体工事 6,000 万円、土蔵改修 6,300 万円、備品図書購入 1,000 万円、選書配架 1,075 万円など。

A: 建設費の財源として、過疎対策事業債（4,380 万円）・空き家対策補助金（1,383 万円）・市公共施設整備基金（6,000 万円）、市一般財源（10,189 万円）などを活用した。

A: ランニングコスト（令和 8 年度）は、こどもの森施設運営管理費：36,400 千円（指定管理料 35,189 千円、駐車場土地賃貸借料 1,080 千円他）と予算を組み、この財源は、国県支出金（4,192 千円）、わらすっこ基金繰入（11,000 千円）、市一般財源（20,503 千円、全額ふるさと納税）など。

Q: スタッフ人数、雇用形態、ボランティアの役割分担は

A: 指定管理者（遠野市教育文化振興財団）職員 5 名による交代勤務で運営しており、雇用形態は正職員 1 名、契約職員 4 名です。ボランティアについては、本のコーティングや読み聞かせなどのイベント時に協力いただいている。

Q: 年間利用者数と子供・大人の割合など利用傾向は

A: 大人と子供の統計は取っていませんが、利用傾向は令和 3～6 年度で約 1.5～2.1 万人となっている。また、令和 7 年度においては、市内 33%、県内 46%、県外 21%。だった。

Q: 木造建築の維持管理の課題と本棚の地震対策の具体的内容を

A: 公共施設総合管理計画（後期）に基づき 10 年計画で管理しており、指定管理料に含んでいます。本棚は備え付けの家具となっており、5 段目から上の本は固定している。

Q: 学校教育や地域団体との連携事例は

A: 市内 11 小学校区では、小学校又は児童館での利用で全小学校区が利用、市内保育園幼稚園 15 園のうち、親子遠足などで半数程度が利用している。また、県内保育園の親子遠足、小学校の修学旅行や遠足、高校の保育士専攻や建築専攻研修などでも利用されている。そして、名誉館長による市内小学校訪問（おはなし会：読書の大切さ、世界に目を向ける）を 3 年間で 11 小学校区を回る予定。

A: 地域団体「こども本の森遠野を育てる会（会員数 111 人）」と連携して、毎年・周年イベントを近隣商店街、健康長寿課及び図書館と連携して開催している。また、近隣商店街の夏祭りにあわせて夜間会館も行っている。

Q： 市民利用と観光との割合

A： 利用者の約7割が市外の利用者となっており、開催したイベントを通じて中心市街地の交流人口の拡大に寄与するとともに、遠野町家のひなまつり参加や市内回遊を目的に市産業まつりとの連携イベントも行っている。

Q： 学校教育との連携状況は

A： 市内中学生の職場体験学習として受け入れるとともに、地元高校の探究活動と連携している。

Q： 読書活動推進における具体的成果には

A： 本の森はその場で本を読む施設で、週末には親子で訪れるリピーターが多くおり、読書活動に貢献している。

Q： 遠野物語や地域文化との連携事業の成果は

A： 本の分類の中で、遠野物語や遠野の文化を紹介する本のコーナーを設けている。

Q： 寄贈施設ならではの課題は

A： 施設運営費については寄付金を募って行うことにしているため、運営費（寄付金）の確保が課題である。

Q： 市民の評価及び反響は

A： アンケートではほぼ100%「満足」の回答であった。その中には、「こども本の森だが、大人も楽しい（大人も子どもに戻れる空間）」。「面白かった、また来る」との声が多くあり、これには、迷路のような探検気分、子どもが走っても騒いでも「叱らず見守る」、自然に本に親しむ、というリラックスして本に親しむ環境づくりが生きていると思われる。

Q： 開館後に想定外だった課題がありますか、有ればその対応策

A： 開館当時はコロナ禍であったため、自由に利用者を受け入れることができず、密にならないように予約制にして人数制限を図った。

【所感】

- ・ 「本を中心とした新たな復興のシンボル」とのことだが、「遠野物語」に代表される脈々と伝承され受け継がれてきた地域の文化があったからこそ世界的建築家安藤忠雄氏も注目し実現された施設と感じた。
- ・ 特徴的なのは大部分の蔵書は18,420冊の寄贈図書で構成され、本の配架も本

来の基準ではなく「あの人の本棚」「食べる」「きれいなもの」など大テーマ 14、中テーマ 93、小テーマ 803 に子ども目線となっている。ブックコーティングもボランティアや事業所等の協力により行われるなど市民や県民を巻き込んでの仕掛けで事業構想の考え方や人々の関りを強め合いたいなどの想いの深さを感じた。

- ・ 担当部署が「市民文化部文化課」であるが部の名称に文化が入っているところに文化度の高さを感じた。古民家を活用した市民の居場所や交流拠点として新鮮なコンセプトを参考としていきたい。

視察内容【Ⅳ】「遠野遺産」制度について

◆主な制度(取り組み内容)

遠野遺産制度は、市民自らが地域の宝を発掘し、次世代へ継承することを目的として創設された制度であり、市民参加型の文化財保護・地域づくり施策として全国的にも注目されている遠野遺産制度では、市民から推薦された有形・無形の文化資源について審査を行い、地域の宝として認定している。

◆遠野遺産制度視察目的

遠野遺産制度の行政視察は、主に他の自治体の職員や議会関係者が、「住民が主役となる地域資源の保存・活用モデル」や「過疎化・高齢化に立ち向かう地域づくり」のノウハウを学ぶことを目的とする。文化財の指定漏れや、地域の知名度不足、市民のボランティア疲れに悩む自治体にとって、遠野市の取組は非常に先進的な先行事例である。

- ①市民協働（ボトムアップ型）の制度設計
- ②「世界の持続可能な観光地」トップに選ばれた観光連携のノウハウ取得
- ③制度開始から 20 年近くで得られた「課題と最新の改善策など」。

◆遠野遺産制度について

市民自らが地域の宝を発掘し、次世代へ継承することを目的として創設された制度であり、市民参加型の文化財保護・地域づくりの施策として全国的にも注目されている遠野遺産制度では、市民から推薦された有形・無形の文化資源について審査を行い、地域の宝として認定している。国や県の指定文化財とは異なり住民の愛着や主体的な保護・活用を重視する「ボトムアップ型」の地域遺産である。

調査事項に対する回答

Q 遠野遺産制度創設の背景は何か。

A 国や県の「文化財保護法」では守りきれない身近な景観や伝統を、住民自身の手で救い出すこと。市が一方向的に指定するのではなく、地域住民が自ら「地域の宝」を見つけ出して推薦する「市民主導の保護体制」を築くことが設立の決定打となった。

Q 遠野遺産認定調査委員会の構成と認定基準及び認定プロセスは。

A 調査委員会の構成は、15 人以内で組織し、識見を有する者、各種団体の役職員であ

る。認定基準は、郷土の特徴を象徴しているものや、市民によって保護されているものであって、認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるもので、市内の有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産又は複合的遺産であって、市長が認定したもの。認定プロセスは、市民団体による推薦、委員会による現地調査・審査、市長による認定という3つのステップで進める。

Q 市民参加を促進するための取組の状況は。

A 参加のハードルを下げ、主体性を引き出す仕組みとして、地域団体限定の推薦システム・市民自らが審査する・活動を支える財政・運用サポート等である。

Q 認定件数及び応募件数の推移の状況は。

第1回 41件	第2回 12件	第3回 27件	第4回 19件	第5回 8件	第6回 7件
第7回 10件	第8回 11件	第9回 6件	第10回 2件	第11回 6件	第12回 1件
第13回 7件	第14回 2件	第15回 2件	第16回 5件	第17回 3件	第18回 6件

認定件数は、175件 「内訳・有形84件 無形34件 自然16件 複合41件」

Q 市民の意識はどう変わったか、特に若年層はどうか。

A 行政任せの文化保護から自分たちが地域の宝を守り、育てる当事者へと変わり、看板の設置等している。若年層は、ふるさと教育を通じた愛着の形成というポジティブな側面と、深刻な担い手不足という危機感はあるが、報告書などを見ると若い人にも浸透している。



Q 無形文化継承への具体的な取組状況。

A 次世代への義務教育、オープンな担い手確保、財政・道具の持続性支援や、ウェブサイトなどがある。約60の郷土芸能団体があり、遠野遺産や県・市の指定文化財に認定されている。

Q 認定後の保存・活用支援はどうなっているのか。

A 市の、みんなで築くふるさと遠野、推進事業補助金から、保存だけでなく活用のための事業にも交付されている。1つの地域団体が受け取れる上限額は300万円。

Q 学校教育との連携の状況は。

A すべての小・中学校では、地域に根ざした独自の探究学習が行われている。遠野遺産が最高の教材として活用されている。「神楽」や「しし踊り」といった郷土芸能が指定されており、これらは学校のクラブ活動や運動会、地域の学校行事と連動している。

Q 観光振興との連携状況は。

A サステナブル・ツーリズムの枠組みをベースに、登録DMOや行政が一体となって強力推進

している。単に観光客を呼び込んで消費させるのではなく、観光による経済効果や誇りを地域に還元し、遺産の持続的な保存につなげる好循環を目指している。

世界トップ 100 選・文化伝統部門 1 位・2024 年世界の持続可能な観光地 TOP100 選に選出され、同部門で世界 1 位を受賞した。

Q 制度運営上の課題及び今後の展望はどうか。

A アンケート調査等で見えてきた課題は、管理主体の高齢化・担い手不足と認定後の持続的な活用・経済還元の難しさや、資金・財源不足。今後の方針は、今ある遺産をいかに守り、地域に利益を戻すことへの完全なシフトを掲げている。

Q 他自治体へ展開する場合の留意点は何か。

A 他の自治体が「ご当地遺産制度」として導入・展開する場合、住民主体の徹底・持続可能な財政設計・行政の横断的な連携の 3 点が留意点。庁内組織から理解を得る・指定文化財との住み分け・推薦・管理団体の考えを尊重する事も大事。

【所感】

- 文化財指定は諸条件をクリアしなければ指定に至らずハードルが高いが、遠野遺産制度は市独自の制度であり、市民団体の推薦によって市長は認証し文化資源の保全に活用できる。浜田にとっても石見神楽など貴重な文化資源があり極めて有効な制度と確信できた。
- 寺社に対して公費投入は難しい面があるが祭りなどの文化的行事を通して親しみがあり、地域の文化的支柱で地域の誇りとして石見神楽の上演舞台にもなっている。遠野の場合は、神社の階段の補修など文化財を守り観光来場者の安全を守る観点でまちづくり委員会の事業として使用している例がある。地域の宝として保全の範囲が広げられる制度としても意味は大きいと感じた。
- 認定されることによって遺産としての表示看板の設置やパンフレットの掲載など観光面の周知にも寄与できる。市民が地域の宝としての理解を認識することによって地域への愛着と誇りの醸成にもつながる。文化的資源や景観の保全のみならずまちづくりや地域づくりにも寄与する制度として実現に努力したい。

